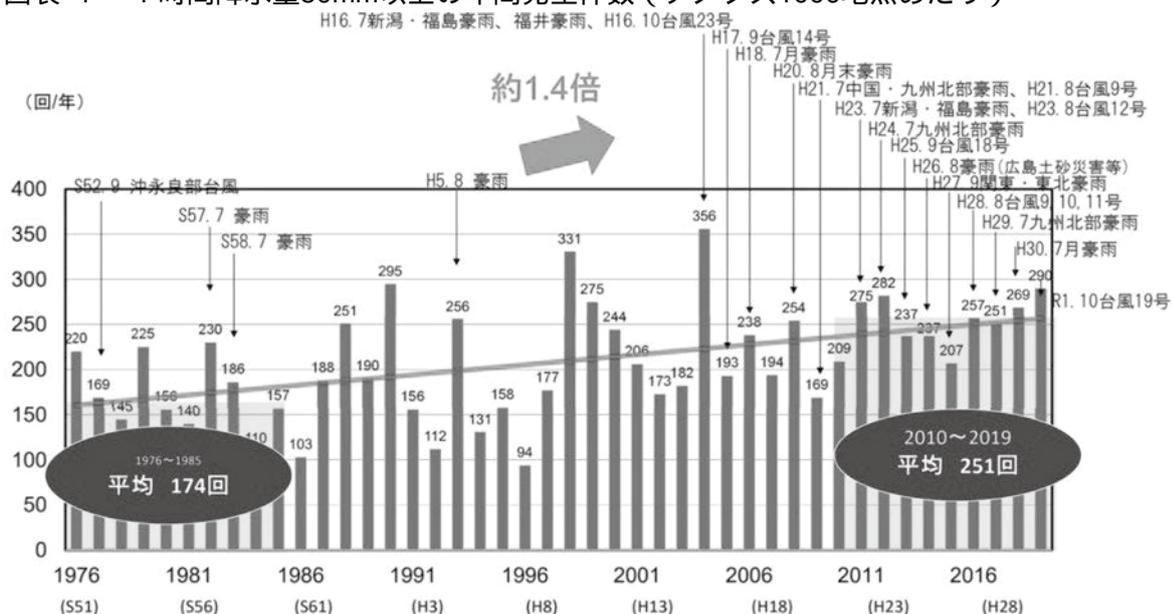


浸水被害対策の動向（その1）

～ あらゆる主体が協働した浸水被害対策成立までの経緯～

調査研究部 総括主任研究員 宇隨 幸雄

図表- 1 1時間降水量50mm以上の年間発生件数（アメダス1000地点あたり）



出典；国土交通省HP；流域治水の推進「「流域治水」の基本的考え方」より（令和3年12月現在）

1 はじめに

近年、線状降水帯¹や台風、梅雨前線による大雨による河川の氾濫といった洪水被害、高潮による被害、都市におけるゲリラ豪雨の影響により排水溝等から水があふれる内水（雨水出水）被害などが例年にも増して発生している。図表1のとおり、時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が10年以上前に比べて1.4倍に増加しており、この影響に

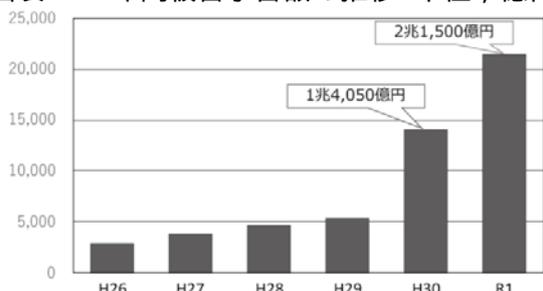
より、最近では、令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風、平成30年7月西日本豪雨などによる大規模な浸水被害が毎年のように発生している。一方で、雨がほとんど降らない日も増えており、雨の降り方が極端になってきているといわれている。

また、浸水災害の頻発化・激甚化とともに、図表-2のとおり、年間被害水害額の増大傾向が続いている。

1 積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をとまなう雨域。

2 平成21年～30年までの全国の水害被害額の約3割が内水関連（東京都は7割以上）である。浸水棟数では約6割が内水関連であるといわれている。

図表-2 年間被害水害額の推移 単位；億円



出典；カワナビHP「近年の水害の発生状況」より

浸水被害対策は、従来は河川法による河川管理者、水防法による水防管理者等によりハードとしての河川整備、ソフトの水防活動等により行われてきたが、内水被害の拡大を受け、特定都市河川³については、特定都市河川法⁴により下水道管理者が参画し、また近年では社会全体で浸水被害対策を行う機運が高まり、都市再生法の改正等により、まちづくり部局、住宅部局、水管理部局等において、浸水被害対策とまちづくり等との連携を探るようになった。また、民間の宅地建物取引業者にも、重要事項説明の際「水防法に基づくハザードマップ」における取引対象物件の所在地の説明が求められるようになった。これらを受けて、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、内閣府・国土交通省以外の他省庁を含む国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる主体が協働して取り組む浸水被害対策（流域治水）の実効性を高めるため、いわゆる流域治水関連法が令和3年5月に成立し、現在はこれらに基づき、一連の浸水被害対策が進められていると言える。

当誌RETIOにおいては、例えば122号で特

集「災害対策の推進と不動産取引」を組み、個々の法改正や施策の内容を担当部局により解説が行われてきたところであるが、毎年の頻発化・激甚化する災害を睨みつつ、中期的な視点から全体の施策の流れを紹介するものはなかった。

そこで、本稿では、今後の政策立案の検討にも資するよう、これまでの浸水被害対策とともに、近年の主要な風水害による浸水被害、これに対応した社会資本整備審議会河川分科会（以下「審議会」という）等による答申、法令改正等の概要を、特にまちづくり部局、宅地建物取引業者等不動産関連業界との関連にも留意しつつ、概観することとする。

法律名は略称で表記する。災害情報、法令改正等は、国土交通省、内閣府、気象庁等の公表資料や各種文献に基づく。

なお、本稿中の筆者のコメントは筆者の個人的な見解であり、組織の見解ではないことを申し添える。

2 あらゆる主体が協働した浸水被害対策経緯と対策の概要

以下では平成20年代半ば以降に絞り、同年代半ばに発生した集中豪雨等による浸水被害を踏まえた水防法⁵等の改正を 期、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年8月北海道東北豪雨等を踏まえた審議会の答申、水防法等の改正を 期、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨等を踏まえた審議会の答申を 期、そして令和元年台風19号東日

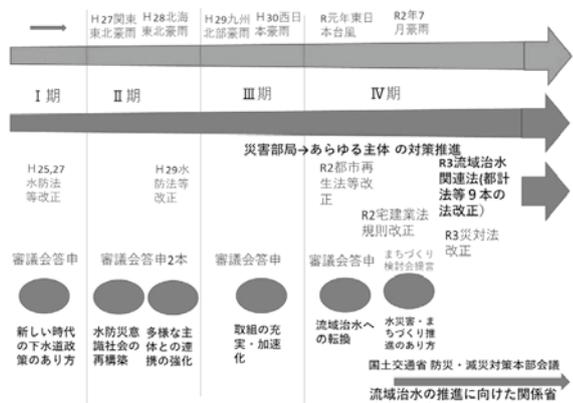
3 令和3年5月現在で大都市を貫流する8水系64河川が指定されている。

4 特定都市河川法(特定都市河川浸水被害対策法)は、都市部の河川流域におけるハード・ソフト対策を合わせた一体的な浸水被害対策のため、平成15年に制定された。

5 水防法は、洪水等に際し水災を防御し被害を軽減するため、昭和24年に制定された。平成25年以前の主な改正として、昭和30年の洪水予報河川制度、平成13年の浸水想定区域の指定制度、平成17年の水位周知河川制度がある。

本台風、令和2年7月豪雨等を踏まえた審議会の答申、まちづくり検討会の答申、都市再生法・特定都市河川法・災対法等の改正を期として、浸水被害対策の経緯と対策の概要をみることにする。浸水被害対策の経緯の大まかなイメージは図表-3のとおりである。

図表-3 あらゆる主体が協働した浸水被害対策の経緯



出典；筆者作成

期～平成20年代半ば以降の全国各地の集中豪雨等による浸水被害を踏まえた水防法等の改正（平成23年～平成27年）

平成20年代半ばに発生した集中豪雨等として、平成23年7月新潟・福島豪雨、同年8月台風12号、平成24年7月九州北部豪雨や平成25年8月梅田駅周辺の浸水、9月台風18号、平成26年8月広島土砂災害の豪雨等がある。

これらを踏まえ、平成25年と平成27年に水防法等の改正が行われた。

平成25年春の水防法・河川法改正では、水防計画における河川管理者への協力に関する事項の記載、洪水予報等の関係市町村への通知、地下街や要配慮者利用施設等での避難の確保・浸水防止措置等が定められた。

平成27年春の水防法等改正では、同年2月

の審議会答申「新しい時代の下水道政策のあり方について」を受け、また、特に平成25年8月梅田駅周辺の浸水を踏まえ、水防法の対象に内水に係る浸水対策の追加、水防計画における下水道管理者への協力に関する事項の記載、浸水想定区域（洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域等）の想定最大規模降雨を前提にした指定、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が管理する制度の創設、雨水排除に特化した公共下水道（雨水公共下水道）の導入、等が定められた。

これらは、水防法の目的に内水を加え、河川管理者、下水道管理者、水防管理者間の国・地方公共団体の公共側の連携とともに、一定の施設・エリアでの避難の確保・浸水防止措置の強化をねらったものと言える。

期～平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年8月北海道東北豪雨等を踏まえた審議会の答申、水防法等の改正（平成27年～平成29年）

1) 平成27年9月関東・東北豪雨では、多数の線状降水帯が発生し、通常の9月の降水量の2倍を超える大雨となった。鬼怒川等で堤防が決壊し、広範囲かつ長期間浸水被害が発生した。これらに避難の遅れも加わり、近年の水災害で類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

審議会は、平成27年12月、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」を答申した。この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が必要

であるとした。

なお、答申の中では、「水害リスクを認識した不動産売買の普及」として、不動産関連業者を対象とした洪水浸水想定区域への説明会の開催等水害リスクも認識した上での不動産売買の普及に向けた取組を強化することも盛り込まれた。

2) 平成28年8月北海道東北豪雨では、北海道・東北地方を3個の台風が襲い、道や県が管理する中小河川を中心に堤防決壊が生じ、岩手県岩泉町等中山間地域の要配慮者利用施設では入居者の逃げ遅れによる被害が発生した。

審議会は、平成29年1月、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」を答申した。この答申では、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと、地域社会機能の継続性を確保することを目標に、河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応すること、水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難の確保、等が必要であるとした。

これらを受け、平成29年春の水防法等改正では、「水防災意識社会再構築」の取組を、中小河川を含めた全国の河川でさらに加速させるとした上で、洪水予報河川・水位周知

河川⁶を対象に大規模氾濫減災協議会制度の創設、洪水浸水想定区域の指定後、市町村の洪水ハザードマップの作成・公表の義務化、

リスクが高い区域にある老人施設等の要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成等の義務化、等が定められた。

期～平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨等を踏まえた審議会の答申（平成29年～平成30年）

1) 平成29年7月九州北部豪雨では、停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込み、線状降水帯が形成・維持され、特に筑後川右岸の支川流域では12時間で600mmを超える大雨となった。これにより、赤谷川流域では多数の斜面崩壊が発生し、桂川流域での3箇所の堤防決壊等が発生し、福岡県朝倉市、同県東峰村及び大分県日田市などで住家浸水1,667棟の甚大な被害が発生した。

2) 平成30年7月西日本豪雨では、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあり、気象庁の多くの観測地点で48時間雨量、72時間雨量が観測史上1位を更新した。これにより、広域的かつ同時多発的に河川氾濫や内水氾濫、土石流等が発生し、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が発生した。岡山県で

6 洪水予報河川～流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川。

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/pdf/02kouzui-yohou-kokudo_r0212.pdf

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/pdf/03kouzui-yohou-todofuken-r0212.pdf>

水位周知河川～洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/pdf/04kouzui-keikai-kokudo-r0212.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/pdf/05kouzui-keikai-todofuken-r0212.pdf>

は、小田川等の堤防が決壊し、倉敷市真備町を中心として大規模な浸水被害が発生した。本豪雨は、平成年間でも最も犠牲者の多い豪雨災害となり、特に在宅の高齢者が多く被災した。

平成30年の台風第21号では、大阪湾では既往最高の潮位を記録し、関西国際空港で高潮によりターミナルビルが浸水し、さらに関西国際空港連絡橋にタンカーが衝突し連絡橋が中破した。

審議会は、平成30年12月、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」を答申した。答申では、多層的な対策を一体的に取り組み「水防災意識社会」の再構築を加速するため、事前防災、避難確保のハード対策の他、住民主体のソフト対策として、様々なメディアが持つ情報提供手段の特性を活用し、河川情報の提供方を充実させるとともに、各メディアの有機的な連携による情報発信の強化を図ることが必要とされた。

また、住民の住まい方の改善のための災害リスクへの配慮の推進として、都市機能の集約や居住の誘導に災害リスクが的確に反映されるよう、防災部局と都市部局の連携を強化すること、また、住宅等を購入・改築する際に土地の災害リスクの把握や、災害リスクを軽減・回避する努力を促すことができるよう、不動産関連業界や保険業界等との連携を強化

することが必要であるとした⁷。

期～令和元年東日本台風（台風19号）令和2年7月豪雨等を踏まえた審議会の答申、まちづくり検討会の提言、都市再生法・流域治水関連法・災害対策基本法等の改正（令和元年～）

1) 令和元年東日本台風（台風19号）では、同年10月12日に1都12県に大雨特別警報が発表され、最大で約797万人に対して避難勧告が発令された。気象庁の多くの観測地点において、12時間降水量、24時間降水量とも観測史上1位を更新した。これにより、千曲川、球磨川など、中小河川を含め全国142箇所河川からの氾濫により約35,000haが浸水した。特に、浸水想定区域図が作成されていない中小河川の氾濫により人的被害の発生があった。千曲川の決壊で、北陸新幹線の新幹線車両が浸水した。神奈川県川崎市武蔵小杉駅周辺では内水氾濫が発生し、一部の高層マンションにおいて浸水被害が生じた。令和元年の浸水被害額は統計開始以来最大の被害額となった。

令和2年春の都市再生法等改正では、平成30年12月の審議会の答申等も踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制として、災害レッドゾーン⁸での開発につい

7 こうした状況を踏まえ、国土交通省は、平成31年4月に、不動産関連団体が実施する研修会の場において、水害リスクに関する情報を解説するよう各都道府県の水防担当部局等に依頼した。また、令和元年6月より、全国各地で不動産関連団体が実施する研修会の場において、不動産関連事業者向けに国や県の河川部局の担当者が水害リスクに関する情報の解説を実施した。令和元年7月には、宅地建物取引業者に対し、不動産取引時に市町村が作成・公表する水害ハザードマップを提示し、取引の対象となる物件の位置等について情報提供するよう、不動産関連団体を通じて協力を依頼している。

8 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別計画区域、水防法の浸水想定区域のうち洪水等が発生した場合、著しい危害が生ずるおそれのある区域等である。

て自己業務用施設を原則禁止すること、立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表すること、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりとして、立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」を作成すること、災害レッドゾーンでは居住誘導区域は設定してはいけないこと、等を定めた。なお、他の市町村の防災指針の検討・作成の範となる先行事例として17の都市を「防災コンパクト先行モデル都市」が選定されている。

2) 令和2年7月豪雨では、梅雨前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、総降水量が長野県や高知県で2,000ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部地方、東海地方、東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。また、全国のアメダス地点で観測した降水量の総和及び1時間降水量50mm以上の発生回数が、1982年以降で最多となった。この大雨により、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次ぎ、熊本県の球磨川流域では、球磨川の特別養護老人ホームを含め、約1,150haが浸水し、約6,280棟の家屋が被災した。

審議会は、令和2年7月、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」を答申した。この答申では、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる

関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すこと、過去の降雨や高潮の実績に基づいた計画を将来の気候変動を踏まえた計画に見直すこと、等を提言した。

同年同月、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっていることから、宅建業法施行規則が改正され、宅地建物の売買、売買・貸借の媒介において、重要事項説明の対象項目として、「水防法の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」が追加された。

同年8月には国土交通省都市局等3局が設置した「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会が提言をまとめた。ポイントとして、多段的なハザード情報を充実させ、水災害リスク評価に基づく防災にも配慮したまちづくりを進めつつ、水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策を検討すること、取組を進めるための連携のあり方として、都市再生協議会・大規模氾濫減災協議会などの各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築とともに、市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりを検討すること、等が盛り込まれた。なお、本検討会は、令和3年5月に「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」をまとめた。

図表- 4 流域治水のイメージ



出典；国土交通省資料

令和3年春の特定都市河川法等改正（都市計画法等9本の法律の一括改正。いわゆる流域治水関連法）では、降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」（図表- 4 参照）の実効性を高める法的枠組みとして、流域治水の計画・体制の強化として、流域水害対策計画を活用する特定都市河川の指定要件見直しによる指定の拡大とともに、関係者が一堂に会し、官民連携による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議する流域水害対策協議会（図表- 5 参照）を創設し、協議結果を流域水害対策計画に位置付けること、氾濫をできるだけ防ぐための対策として、下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付ける、貯留機能保全区域を創設し（行為の届出制）都市部緑地を保全する（特別緑地保全地区の指定対象に追加。水と緑の連携）等流域における雨水貯留対策の強化、被害対象を減少させるための対策として、「浸水被害防止区域」（特定都市河川法）を創設（許可制）し、住宅や要配慮者施設等の安全性を確認するほか、災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策による市街地の安全性の強化、被害の軽減、早期復旧・復興のため

の対策として、「浸水想定区域」（水防法）の指定対象を洪水予報河川・水位周知河川から中小河川等まで広げることによりハザードマップの配布エリアを拡大し、リスク情報空白域の解消等を図るほか、洪水・津波・高潮が発生した場合に避難・滞在が可能な施設で、保険医療や生活関連物資の配布といったサービスを提供するための公益的施設または公共施設を「一団地の都市安全確保拠点施設」（都市計画法）として都市計画上の「都市施設」に位置づける、等が盛り込まれた。

なお、気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現のKPIとして、浸水想定区域を設定する河川数を 2,092河川（2020年度）約17,000河川（2025年度）に増加する目標を立てている。

図表- 5 流域水害対策協議会構成員のイメージ



出典；国土交通省資料

また、同年春の災対法等改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保として、避難勧告・避難指示を避難指示へ一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方の包括的な見直し、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成の市町村への努力義務化等が盛り込まれた。

(考察)

これまで見てきた平成28年以降の審議会答申の要旨を追うと「近年の浸水被害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が必要とし、そして、被害が目立った中小河川等について逃げ遅れによる人的被害をなくし、地域社会機能の継続性を確保する、また、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方として複合的な災害にも多層的に備える、さらに、気候変動を踏まえた水災害対策として、あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換として、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す」ということになると思われる。過去に起こった深刻な浸水被害や社会経済状況を踏まえると公助だけでは自ずと限界があり、自助・共助・公助の連携が不可欠とし、官民総動員のビジョンを示したものとして、有効なものであったと思われる。

政府においては、流域治水関連法の成立後、流域治水の推進に向け、地域が一体となって関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働してハード・ソフト対策に取り組むよう、関係省庁実務者会議が開催され、16の関係省庁が「流域治水推進行動計画」を策定したことは、これまでにない取組であると思われる。まちづくりにおけるコンパクト・プラス・ネットワーク施策と同様、今後とも、

可能であれば必要に応じ、まちづくり部局等も参加した上で、関係省庁が連携して対策が講じられるスキームが確立することが期待される。

ハザードマップについては、現在約2,000の河川に浸水想定区域の設定が義務付けられハザードマップが作成されているが、これを2025年度までには、約1万7,000の中小河川等を含む河川流域とともに、下水道、海岸で設定を義務付け、ハザードマップの作成を拡大するとしている。河川流域については「洪水浸水想定区域及び洪水ハザードマップ作成・公表状況」、下水道については「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」、海岸については農水省と共同で「高潮浸水想定区域図の手引きVer.2.10」を公表しているが、下水道、海岸についてのハザードマップの策定は地域によっては進んでいないところもあると思われる。宅地建物取引業者に重要事項説明の際「水防法に基づくハザードマップ」における取引対象物件の所在地の説明が求められるようになったことも踏まえ⁹、国・都道府県の方できめ細かに技術的・財政的援助を行い、策定する市町村で遅延や混乱のないよう進められることが期待される。

流域治水における流域水害対策協議会・都道府県流域水害対策協議会（図表-5参照）以下「協議会」という）が作成する流域水害対策計画については、浸水被害対策の基本方針、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項、雨水の浸水被害が発生した場合の被害拡大を防止するための措置等々が盛り込まれるものである。地域の実情により民間事業者等からの提案を募集し、議論することも十分有効であると思

9 RETIO. NO.119 2020 年秋号P.36、RETIO NO.122 2021-夏号P.50のほか、「宅地建物取引業法施行規則の一部改正（水害リスク情報の重要事項説明への追加）に関するQ&A(令和2年7月17日現在)」を参照されたい。<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001354700.pdf>

われる。また、協議会は計画策定主体の判断になるが、必要に応じ「河川管理者等が必要と認める者」で、民間事業者等としてまちづくり関係者や宅地建物取引業者等の代表者が積極的に参加できるようにし、流域全体で官民が協力しあいながら効果的な施策が講じられる環境を整備することが期待される。

流域治水の取組については、まちや地域の価値を向上する取組でもある。宅地建物取引業等不動産関連業界としては、災害レッドゾーン・ハザードエリアや流域治水プロジェクトの内容を把握するとともに、土地利用や地域づくりについて意見を言うなど、地域の浸水被害対策やまちづくりに貢献することがこれまで以上に期待される。

3 終わりに

昨年8月11日から始まった停滞前線による大雨は、九州や中国地方を中心に特別警報が何度も発表され、各地に甚大な被害をもたらした。気象庁は、早い段階で「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）に匹敵する恐れがある」と警鐘を鳴らしていたが、実際の総雨量は西日本豪雨を上回った模様であり、今後とも浸水被害の頻発化・激甚化が継続することが懸念される。

このような中で、令和3年度国土交通省関係補正予算では、気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等を推進するとともに、近年頻発する線状降水帯等による集中豪雨から国民の生命・安全を守るため、線状降水帯の早期の予測開始に向けた気象庁スーパーコンピュータ整備の前倒し、水蒸気観測網等の観測体制の強化を実施することとしている。

また、令和4年度国土交通省予算決定では

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるほか、近年、中小河川における水害リスク情報の提供を行っていないエリアで多くの浸水被害が発生していることから早急に水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図等の作成を支援する事業とともに、気候変動の影響により大雨等が頻発し内水氾濫による浸水被害が発生していることから内水浸水リスクを低減するため、雨水出水浸水想定区域図や雨水管理総合計画の策定、避難行動に資する情報・基盤整備を支援する事業を創設することとしている。これらにより、ハザードマップの作成が加速化されることが期待される。

今後とも、国・都道府県・市町村、企業・住民など流域のあらゆる関係者におかれては、関係者間で連携しつつ、それぞれの浸水被害対策が確実に実施されることを期待したい。

（次号では、浸水被害に関わる判例動向を掲載する予定である。）

参考文献

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）

<https://www.mlit.go.jp/common/000994924.pdf>

水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）

<https://www.mlit.go.jp/common/001079964.pdf>

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）

<https://www.mlit.go.jp/common/001172353.pdf>

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

<https://www.mlit.go.jp/policy/content/001333096.pdf>

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）
<https://www.mlit.go.jp/policy/content/001386199.pdf>
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/pdf/r3_01_gaiyou.pdf
- 平成27年12月 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～ 答申
 社会資本整備審議会
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouuinkai/daikibohanran/pdf/1512_01_toshingaiyou.pdf
- 平成29年1月 中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について 答申
 社会資本整備審議会
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouuinkai/daikibohanran/pdf/1701_01_toshingaiyou.pdf
- 平成30年12月 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ 答申
 社会資本整備審議会
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouuinkai/daikibokouikigouu/pdf/daikibokouikigouu_toushin_gaiyou.pdf
- 令和2年7月 気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～ 答申
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouuinkai/kikouhendou_suigai/pdf/02_gaiyo.pdf
- 令和2年8月 水災害対策とまちづくりの連携のあり方について 提言と対応（概要版）
 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001360757.pdf
- 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちと暮らしをまもる防災減災～
 令和2年9月国土交通省
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/img/browse_relation.pdf
- 流域治水プロジェクト
 令和3年3月国土交通省
https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html
- 国土交通省防災・減災対策本部（第4回）会議（令和3年6月29日）主要10施策の充実・強化、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト 施策の進捗状況
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-gensaihonbu/4kai/index.html>
- 流域治水推進行動計画（令和3年7月30日策定）流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議
https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/keikaku_gaiyo.pdf
- 『水害リスク情報と不動産取引』
 RETIO. NO.115 2019 年秋号 P.18～
<https://www.retio.or.jp/attach/archive/115-018.pdf>
- 2020年都市再生特別措置法等の改正について
 RETIO. NO.119 2020 年秋号 P.11～
<https://www.retio.or.jp/attach/archive/119-011-1.pdf>
- 水害リスク情報の重要事項説明への追加について
 宅地建物取引業法施行規則等の一部改正
 RETIO. NO.119 2020 年秋号 P.36～
<https://www.retio.or.jp/attach/archive/119-036.pdf>
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律について
 RETIO NO.122 2021-夏号 P.5～
- 「流域治水」の実効性を高める特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正
 RETIO NO.122 2021-夏号 P.13～

令和2年都市再生特別措置法等の改正を受けた安全
なまちづくりの取組

RETIO NO.122 2021-夏号 P.21 ~

「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラ
イン」について

RETIO NO.122 2021-夏号 P.30 ~

令和2年7月宅建業法施行規則改正による「水防法
に基づくハザードマップ」の重要事項説明の作成に
ついて

RETIO NO.122 2021-夏号 P.50 ~

土地総合研究 第29巻 第3号(2021年夏号) 令和
3年6月7日講演録

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する
法律(令和3年法律第31号)」について 一般財団
法人土地総合研究所

https://www.lij.jp/html/jli/jli_2021/2021summer_p079.pdf

流域治水関連法の成立と今後の不動産取引・不動産
投資(座談会)

ARES不動産証券化ジャーナル Vol.62

2021年8月(一社)不動産証券化協会

<https://www.ares.or.jp/publication/pdf/ARES62p6-26.pdf?open=1>

令和3年度国土交通省関係補正予算の概要

令和3年11月 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001443127.pdf>

令和4年度国土交通省予算決定概要

令和3年12月 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001447035.pdf>